

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和4年8月23日 20時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市神埼南東方沖 神埼灯台から真方位138° 8.2海里付近 (概位 北緯33° 59.0′ 東経129° 19.4′)
事故の概要	漁船第八海栄丸は、操業中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八海栄丸、19トン NS2-15636（漁船登録番号）、個人所有 第290-45123号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	発電機等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で長崎県壱岐市勝本港を出港し、神埼南東方沖の漁場に到着後、主機を中立運転とし、船首からパラシュート型シーアンカーを投入して漂泊し、操業を開始した。</p> <p>船長は、操業中、急に機関音が変わり、集魚灯が暗くなったので、発電機を停止して機関室を覗いたところ、焼けた臭いがして発電機から煙が出ているのを認め、操業を中止して帰港することとした。</p> <p>船長は、低速力で帰航中、発電機から再び煙及び火花が出たので、バケツで海水をかけた後、自力での航行を断念し、僚船に救助を依頼し、来援した僚船にえい航されて勝本港に入港した。</p> <p>機関修理業者は、本事故後、発電機を調査したところ、発電機筐体通風口（以下「本件通風口」という。）の金網が腐食しており、発電機のコイル部に針金状の金属製異物を確認したので、本件通風口の腐食した金網の破片が発電機のコイル部に混入し、コイル部が短絡して発火し、火災になったものと判断した。</p> <p>本船の発電機は、昭和61年の本船進水時に設置され、約35年間使用されており、本事故時まで不具合等はなかった。</p>
分析	本船は、いか一本釣り漁の操業中、本件通風口の腐食した金網の破片が発電機のコイル部に混入したことから、コイル部が短絡して発火したものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船がいか一本釣り漁の作業中、本件通風口の腐食した金網の破片が発電機のコイル部に混入したため、コイル部が短絡して発火したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、長年発電機を使用している場合、発電機の筐体通風口の金網等、破片が異物となって発電機コイル部に混入するおそれがある箇所に腐食等がないか、定期的に点検すること。